

平成31年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、当該償却資産の所在地の市町村長に申告する義務があります。

申告方法

◇書類による場合

下記提出先まで申告書、種類別明細書等所定の書類を持参又は郵送してください。

（窓口持参の場合は各支所地域課でも受付できます。）

郵送により提出し、控えに受付印を希望される場合は、宛先を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

◇電子申告による場合

一般社団法人地方税電子化協議会の地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」により申告してください。

※詳しくは（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

【重要】

償却資産申告書には、個人番号の記載が義務となります。それに伴い、申告書を提出する際には、個人番号が確認できる書類（個人番号カードの写し・通知カードの写し等）の添付又は提示をお願いします。

また、個人番号を記載した申告書の提出の際には本人確認を行わせていただきますので、本人確認資料の提示又は写しの提出にご協力をお願いいたします。

提出期限：平成31年1月31日（木）

提出期限間近は大変混雑いたしますので、早めに申告くださいますようお願いいたします。

《提出先・問合せ先》

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

笠間市役所 総務部 税務課 税制資産グループ

電話 0296-77-1101（代表） 内線 110

目次

1. 償却資産について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 償却資産とは	
(2) 償却資産の種類	
(3) 償却資産と家屋の区分	
2. 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～ 3
(1) 申告していただく方	
(2) 申告方式	
(3) 提出書類	
(4) 申告の対象になる資産	
(5) 申告の対象にならない資産	
(6) リース資産について	
3. 税額等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4～ 5
(1) 評価額の算出方法	
(2) 税額の算出方法	
(3) 免税点	
(4) 納期	
《減価率表（減価残存率を含む）》	
4. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5～ 7
(1) 非課税・課税標準の特例	
(2) 実地調査協力をお願い	
《国税との取扱いの相違点（参考）》	
【申告書等の記入例について】・・・・・・・・・・・・・・・・	8～ 9

1. 償却資産について

(1) 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に参入されるもの

(2) 償却資産の種類

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物	舗装路面（構内、駐車場）、庭園、門、塙、緑化施設等の外構工事、広告塔等
	建物附属設備	建築設備、受変電設備、自家発電設備、テナント内部造作等
2	機械及び装置	各種製造・加工・修理等の機械及び装置、土木機械、建設機械、印刷機械等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（0及び9ナンバーの車両）、構内運搬車等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、LAN設備、応接セット、看板（ネオンサイン）、レジスター、金庫、ルームエアコン、厨房用具、冷蔵庫、医療機器、美容・理容機器等

(3) 償却資産と家屋の区分

設備の区分		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
建築工事	内装・造作	賃借人（テナント）が施工したもの	所有者が施工したもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
	中央監視設備	装置一式	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	家屋と一体の設備等
	電灯照明設備	屋外照明設備、ネオンサイン	家屋と一体の設備等、屋内用照明設備
	電話設備	電話機・交換機等の設備	配線、配管
給排水衛生設備	給排水設備	井戸、屋外給排水設備、屋外受水槽等	高架水槽、受水槽等
	ガス設備	屋外設備、引込工事	屋内配管、バルブ等
	消火設備	消火器、消火設備のホース・ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
空調設備	空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備	家屋と一体の設備等
その他の設備等	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・旅館・病院等）	サービス設備以外の設備一式
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、生産ライン用リフト等	家屋と一体の設備一式
外構工事	外構工事	アスファルト舗装、門、塙、緑化施設等	

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

- ◇ 平成31年1月1日現在、笠間市内に償却資産を所有（又は貸与）している法人や個人の方
- ◇ 平成30年中に廃業・解散、又は事業所移転等により償却資産がなくなった方

(2) 申告方式

- ◇ 一般方式
前年中の増加・減少した資産のみを申告する方式 ※ 評価額等の計算は笠間市が行います。
- ◇ 企業電算処理方式
平成31年1月1日現在所有している全資産について、申告者が評価額等を計算した上で申告する方式

(3) 提出書類

◇ 初めて申告される方

平成31年1月1日現在所有している全資産を申告してください。

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」及び「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に記入して申告してください。この場合、古い資産もすべて増加資産として「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に記入してください。

◇ 前年度に申告された方

ア. 資産に増減がないとき

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」に所定の事項を記入し、備考欄の「1.前年中資産の増減なし」に○をつけてください。

イ. 増加資産があるとき

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に記入し、資産の種類ごとに合計して「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の取得価格欄「前年中に取得したもの（ハ）」にそれぞれ転記してください。

ウ. 減少資産があるとき

「種類別明細書（減少資産）」に記入し、資産の種類ごとに合計して「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の取得価格欄「前年中に減少したもの（ロ）」にそれぞれ転記してください。

エ. 資産の一部が減少したとき

「種類別明細書（減少資産）」の抹消コード欄に、一部減少するコードを記入するとともに減少額等を記入してください。

オ. 「未申告」及び「申告もれ」の資産を申告するとき

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に、前記イの要領で記入してください。

また、現年分だけではなく、資産を取得した翌年まで遡及して申告（最大5年分を限度）が必要となります。

- 申告書等の記入例（P8・9）を参考にしてください。
- 資産の増減がない方、廃業・解散及び転出された方、該当する資産がない方についても、整理の都合上、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の備考欄にその旨を記入し提出してください。
- 前年度以前から申告されている方で、エルタックスを利用しているまたは同封されている申告書以外を使用している場合には、申告書に必ず所有者コードを記載してください。

（４）申告の対象になる資産

- ◇ 簿外資産、償却済資産及び建設仮勘定で経理されている資産
- ◇ 遊休又は未稼働の資産
- ◇ 償却資産の修理・改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用
- ◇ 福利厚生用資産
- ◇ 取得価額が少額であっても、個別に減価償却しているもの
- ◇ 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例を適用した資産

（５）申告の対象にならない資産

- ◇ 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車、小型特殊自動車
- ◇ 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等）
- ◇ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）や棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ◇ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で法人税法又は所得税法の規定により一時に損金又は必要経費に算入するもの
- ◇ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの

（６）リース資産について

契約の内容により申告方法が異なります。

リース契約内容	資産を借りている人	資産を貸している人
《通常の賃貸借契約によるリース資産》 任期满了と同時に資産が回収される場合	× (申告不要)	○ (資産の所在地毎に申告)
《実際の販売にあたるようなリース資産》 リース後に資産が使用者の所有物となる場合	○ (自己資産として申告)	× (申告不要)

※平成20年4月1日以降契約の「所有権移転外ファイナンスリース」は、税務会計上売買取引となり借手側が減価償却を行います。固定資産税ではこれまでどおり貸手側が所有者となります。

3. 税額等について

(1) 評価額の算出方法

◇ 前年中に取得したもの

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \times 1 / 2) \\ &= \text{取得価額} \times \text{前年中取得の減価残存率} \end{aligned}$$

◇ 前年前に取得したもの

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率}) \\ &= \text{取得価額} \times \text{前年前取得の減価残存率} \end{aligned}$$

《計算例》

取得価額500,000円、取得時期平成30年3月、耐用年数4年の場合

$$\begin{aligned} (\text{H31}) \text{ 評価額} &= 500,000 \text{円} \times (1 - 0.438 \times 1 / 2) \\ &= 500,000 \text{円} \times 0.781 \\ &= 390,500 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (\text{H32}) \text{ 評価額} &= 390,500 \text{円} \times (1 - 0.438) \\ &= 390,500 \text{円} \times 0.562 \\ &= 219,461 \text{円} \end{aligned}$$

- ・資産ごとに算出した評価額の合計が課税標準額となります。
- ・毎年、この計算により評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
- ・評価額が、取得価額の5%を下回った場合は、取得価額の5%が評価額となります。

(2) 税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

(100円未満切捨て) …………… (1,000円未満切捨て)

(3) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

(4) 納期

4回(4月、7月、12月、2月)に分けて納めていただきます。

※ 過年度分について、さかのぼって課税となった場合の納期は1回になります。

過去に取得資産が申告漏れになっていた場合は、地方税法第17条の5第5項の規定により、本来課税すべき年度(現年度含め最大5年間分)までさかのぼって課税されます。

《減価率表（減価残存率を含む）》

耐用 年数	減価率(※)	減価残存率		耐用 年数	減価率 (※)	減価残存率		耐用 年数	減価率 (※)	減価残存率	
		前年中取得 (1-減価率/ 2)	前年前取得 (1-減価 率)			前年中取得 (1-減価率/ 2)	前年前取得 (1-減価 率)			前年中取得 (1-減価率/ 2)	前年前取得 (1-減価 率)
—	—	—	—	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

※ 減価率：法定耐用年数に応じた旧定率法による償却率（耐用年数省令別表第7）と同様です。

4. その他

(1) 非課税・課税標準の特例

◇地方税法第348条の規定に該当する資産は、非課税の措置が講じられています。

例) ・国・県・市に無償貸与している公用又は公共用の資産

・宗教法人の宗教施設等

◇地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する資産は課税標準の特例

措置により税負担の軽減が図られています。

《課税標準の特例該当資産の例（平成30年11月1日現在）》

対象施設等	適用条項	適用期間	特例率
ガス事業用資産	地方税法第349条の3第3項	最初の5年間	1/3
		その後5年間	2/3
家庭的保育事業の用に供する資産	法第349条の3第28項 市税条例第61条の2	期限なし	1/2
居宅訪問型保育事業の用に供する資産	法第349条の3第29項 市税条例第61条の2		
事業所内保育事業の用に供する資産	法第349条の3第30項 市税条例第61条の2		
中小企業が導入する生産性向上に資する先端設備	地方税法附則第15条第47項 市税条例附則第10条の2	3年間	0
中小企業者等が経営力向上計画に基づき新たに取得した一定の ・「機械及び装置」 【平成28年7月1日 ～平成31年3月31日取得分】 ・「工具・器具備品」、「建物附属設備」 【平成29年4月1日 ～平成31年3月31日取得分】	地方税法附則第15条第43項	3年間	1/2
企業主導型保育事業の用に供する資産 【平成29年4月1日 ～平成31年3月31日取得分】	法附則第15条第44項 市税条例附則第10条の2	5年間	1/2

※ 課税標準の特例に該当する償却資産を所有している場合には、「非課税」「課税標準の特例」対象の事実を証明する書類を添付し、償却資産申告書と一緒に提出ください。また、資産明細書の備考欄に「特例資産」と記入してください。

(2) 実地調査協力をお願い

地方税法第353条及び408条の規定に基づき、実地調査を実施することがあります。

また、地方税法第354条の2により、税務署において法人税又は所得税に関する書類の閲覧を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年次に応じて過年度に遡及する場合がありますので、ご留意ください。

《国税との取扱いの相違点（参考）》

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度（決算期）	暦年（賦課期日年度）
減価償却方法	定率法・定額法の選択制度 （建物については定額法） 定率法を選択した場合 ・H19.4.1以降に取得 定率法（250%定率法）を適用 ・H19.3.31以前に取得 旧定率法を適用	定率法（旧定率法） ・『固定資産評価基準』に定め る減価率
前年中の 新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳	認められる	認められない
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められる	認められない
増加償却	認められる	認められる
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価格の100分の5
改良費	原則 区分、一部合算も可	区分評価

【申告書等の記入例について】

(1) 償却資産申告書

申告書提出日を記載してください。

5 個人…事業を開始した年月を記載してください。
法人…法人の設立年月を記載してください。

4 具体的に記載してください。

3 マイナンバーの通知カード等を確認し記載してください。

平成〇〇年 〇月 〇日
笠間市長 殿

平成〇〇年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード
必ず記載してください。

7 経理を委託している税理士等の氏名、
電話番号を記載してください。

受付印

〒 309-1792
笠間市中央三丁目2番1号
(電話 0296-77-1101)

3 個人番号又は法人番号

8 短縮耐用年数の承認 有・無

所有者
(ふりがな)
1 住所
又は納税通知書送達先

2 氏名
(ふりがな)
法人にあってはその名称及び代表者の氏名

4 事業種目
(資本金の金額)

9 増加償却の届出 有・無

株式会社 ○○○○
代表取締役 笠間 太郎 (印)
(屋号 ○○○)

5 事業開始年月 平成5年10月

6 この申告に应答する者の係及び氏名
笠間 花子 (電話0296-77-1101)

10 非課税該当資産 有・無

7 税理士等の氏名
甲 乙太郎 (電話0296-77-0000)

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法

14 青色申告 有・無

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
① 笠間市笠間1532
② 笠間市下郷5140
③

16 借用資産 貸主の名称等
笠間市笠間〇〇番地
××リース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等)
該当する番号に○をつけてください。
① 資産の増減あり
2. 資産の増減なし
3. 該当資産なし
4. 廃業・解散 (年 月 日付)
5. その他 ()

15 事業所が2つ以上ある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○で囲んでください。

16 資産がある場合は、貸主の住所、名称等を記載してください。

18 1~4に該当がない場合には、5. その他の欄に記載してください。
例) 平成29年 9月30日転出

資産の種類	取得価額															
	前年前に取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年中に取得したもの(ハ)				計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物																
2 機械及び装置																
3 船舶																
4 航空機																
5 車両及び運搬具																
6 工具、器具及び備品																
7 合計																

それぞれ資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

資産の種類	評価額(ホ)												※決定価格(ヘ)												※課税標準額(ト)											
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円												
1 構築物																																				
2 機械及び装置																																				
3 船舶																																				
4 航空機																																				
5 車両及び運搬具																																				
6 工具、器具及び備品																																				
7 合計																																				

記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載してください。

(2) 種類別明細書

《 増加、新規の場合 》

・前年中に取得した資産及び前年前までに取得した資産で申告もれとなっていた資産を記載してください。
 ・初めて申告される方は、笠間市内にある全資産を記載してください。

平成〇〇年度

※ 所有者コード		種類別明細書 (増加資産・全資産用)												所有者名		1枚のうち					
記載の必要はありません														株式会社 ○○○○		1枚目					
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額				(ロ) 耐用年数	(ハ) 減価残存率	(ニ) 価額				課税標準の特例率	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月	十億	百万	千	円			十億	百万	千	円				
01	1		駐車場舗装	1	H	28	7		2	750	000	1	0					1・2 3・4	申告もれ		
02	2		太陽光発電設備	1	H	29	3		25	000	000	1	7					①・2 3・4			
03	6		応接セット	2	H	19	10			400	000	5	0					1・2 ③・4	H29.5 〇〇より		

当該資産について、次の事項を記載してください。

- 1 非課税又は課税標準の特例の適用がある資産についてはその条項
- 2 他の市町村から受入れた資産については、移動年月
- 3 その他価額の決定にあたって必要な事項
例) 申告もれ等

※電算申告の方以外は記載の必要はありません

- 数字で記載してください
- 構築物 → 1
 - 機械装置 → 2
 - 船舶 → 3
 - 航空機 → 4
 - 車両、運搬具 → 5
 - 工具・器具・備品 → 6

資産の取得年月を記載してください。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数を記載してください。

該当する番号を○で囲んでください

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受入

《 減少の場合 》

前年中に減少した資産を記載してください。

平成〇〇年度

※ 所有者コード		種類別明細書 (減少資産用)												所有者名		1枚のうち			
記載の必要はありません														株式会社 ○○○○		1枚目			
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額				耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要	
					年号	年	月	十億	百万	千	円			1 売却	2 減失	3 移動	4 その他		1 全部
01	1	00002	看板		H	15	4			300	000			1・②・3・4				①・2	
02	6	00009	パソコン		H	20	4			250	000			1・②・3・4				1・②	

種類別明細書の該当する資産コードを記載してください。

部分的に減少したものについては、減少した部分の数量、取得金額を記載してください。

